

神戸女子短期大学学会 会則

第一条 本会を神戸女子短期大学学会と称する。

第二条 本会の事務所を神戸女子短期大学内におく。

第三条 本会は会員相互の協力をもって学術に関する研究を促進することを目的とする。

第四条 本会は右の目的を達成するため左の事業を行う。

1 機関紙「論攷」の刊行。

2 研究学会及び講演会の開催。

3 関係学会及び研究会との連絡、並びに研究成果の交換。

4 その他評議員会において適当と認めたる事業。

第五条 本会は左の者で組織する。

1 正会員、神戸女子短期大学教員。

2 賛助会員、イ 神戸女子短期大学同窓会員であつて、本会の事業に賛助する者。

ロ その他評議員会において適当と認めたる者。

3 学生会員、神戸女子短期大学学生。

第六条 会員は評議員会の定めた会費を納入する。

第七条 会員には、本会で刊行する機関誌を配布する。

第八条 本会に左の役員をおく。

1 会長 一名、学長を推す。会長は、本会を代表

し、会務を総理する。

2 評議員若干名、神戸女子短期大学専任の教授、助

教授、及び講師をもって構成する。但し会長は右以外の正会員及び賛助会員の中より評議員会の承認を得て若干名を委嘱することができる。評議員は評議員会を組織し重要な会務を審議する。評議員会は、会長がこれを召集し、議長となる。

3 委員 六名、乃至十名評議員中より互選する。

委員は委員会を組織し、会誌の編集、集会の開催、本会会費収納、保管、使途等を担当その他本会の常務を運営する。

4 監事 二名、評議員中より互選し、本会の会計を監査する。

委員及び監事の任期は一年とする。但し重任を妨げない。

第九条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもつて支弁する。

第十条 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十一条 本会会則の改正・変更は評議員会の決議による。
以上